

国立大学法人東京農工大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>本則</p> <p>(防止・対策委員会の組織)</p> <p>第7条 防止・対策委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 総務・財務担当副学長</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>(9) 技術経営研究科長</p> <p>(10) (略)</p> <p>2 前項第10号の委員は、学長が任命する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(調査委員会の任務)</p> <p>第16条 調査委員会は、次に掲げる事項を行う。</p> <p>(1) 当該事案に関する事実調査を行い、<u>原則として2月以内に</u>事実関係を明らかにすること。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>本則</p> <p>(防止・対策委員会の組織)</p> <p>第7条 防止・対策委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 総務・財務担当理事</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(9) (略)</p> <p>2 前項第9号の委員は、学長が任命する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(調査委員会の任務)</p> <p>第16条 調査委員会は、次に掲げる事項を行う。</p> <p>(1) 当該事案に関する事実調査を行い、<u>速やかに</u>事実関係を明らかにすること。</p> <p>(2) (略)</p>	

附 則 (教規程第10号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。